

第二十八回 参議院建設委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午後一時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
西田 信一君
田中 一君

委員

岩沢 忠恭君
小山邦太郎君
齋藤 昇君
中野 文門君
武藤 常介君
内村 清次君
村山 義一君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

自治庁財政局長 小林興三次君
建設省道路局長 富樫 凱一君

本日の会議に付した案件

○日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○道路法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○道路整備緊急措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(竹下豊次君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

まず、御報告いたします。

地すべり等防止法案、地すべり等による災害の防止等に関する法律案の参考人については、前回の委員会参考人への人選、時日等を委員長、理事に御一任願ったのでありますが、理事各位に協議いたしました結果、参考人には、全国治水砂防協会専務理事赤木正雄君、早稲田大学工学部教授中野実君、日本石炭協会総務部長朝比奈治郎君の三氏に御出席を願うこととし、その時日は三月十八日午後一時とすることに決定いたしました。

右、御報告いたします。

○委員長(竹下豊次君) それでは、これより本日の議事に入ります。

道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 ちょっと議事進行についてですが、この審議の仕方ですが、ね、総括的な質問で全部やることにしますか、それとも前回の地すべり法案のように、一章々々でもって説明を聞いていくか。

○委員長(竹下豊次君) ちょっと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(竹下豊次君) 速記を始めて下さい。

それでは、三法案を一括して議題に供してやりますが、まず、そのうちの

日本道路公団法の一部を改正する法律案についての質疑をお願いいたします。それに関連した部分がほかの二つの法案にあるわけでありまして、道路公団法の一部を改正する法律案に対する質疑の際に、それも関連して御質疑を願いたいと思います。

○田中一君 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条、これらの実態と、それから外資の総額で、すね、そういうものと、現在開港銀行、輸出入銀行、愛知用水公団等が受けておる外資ですね、これらの点について、一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(富樫凱一君) まず、世銀から借款をしております現状を申し上げますが、借款されておりますのが、電力借款、これは借入人が日本開発銀行でございます。これがまた転借人がございまして、関西電力、九州電力、中部電力が転借人でございます。これは総額で四千三百万ドルでございますが、この利率は五%でございます。期限は二十年間でございます。それから八幡製鉄が借款いたしております。これは八幡借款と呼ばれておりますが、借入人は日本開発銀行でございます。転借人は八幡製鉄でございます。金額が五百三十万ドル、利率は四・六二五%でございます。期間は十五年間でございます。それから機械借款というのがございますが、これは日本鋼管、トヨタ自動車、石川島重工、三菱造船がございまして、これらを合せ

ますと八百四十万ドルでございます。この分に対しまして利率は四・七五%、期間は十五年間でございます。それから第一次川崎借款というのがございます。これは借入人は日本開発銀行でございますが、転借人は川崎製鉄でございます。金額は二千万ドル、利率は五%で、期間は十五年間でございます。それから第一次農業借款というのがございます。これは借入人は農地開発機械公団でございます。この借りております金は四百三十万ドル、利率は五%で、期間は十五年間でございます。それから第二次農業借款というのがございますが、借入人は愛知用水公団でございます。この金額は七百五十万ドル、利率は五・七五%で、期間は二十年間でございます。それから第二次川崎借款というのがございます。これは借入人が日本開発銀行でございます。転借人が川崎製鉄でございます。金額は八百五十万ドル、利率は五・六二五%、期間は十五年間でございます。

先ほど機械借款のところでは借入人のことを申し上げましたが、借入人は日本開発銀行で、さっき申し上げました日本鋼管その他は転借人でございます。

これらを総計いたしますと、九千二百九十万ドルに相なります。

○田中一君 本年度の外資の総額は幾らになっておるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 本年度の借款につきまして、ほかの部分は存じま

せんが、道路につきましては、外資を四十六億円期待いたしておるわけでありまして、

○田中一君 いや、本年度のきめられておるところの外資の総額です。

○政府委員(富樫凱一君) 今調べまして、お答えいたします。

○田中一君 じゃ、それはお調べになって答弁していただきますが、保証の方法はどういう形でやっているか、今までの借り入れの契約書の写しでもあれば一つだけ例示していただきたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 用意いたします。

○田中一君 この利率の違いは、これは一方的に貸す方の側の意思を受け入れての利率ですか、まあ他のことは別としても、今回の道路公団が借りようという四十七億でしたか……。

○政府委員(富樫凱一君) 四十六億でございます。

○田中一君 四十六億は、どういう利率になるのですか、話し合ひは。

○政府委員(富樫凱一君) 道路に對します借款につきましては、ただいま交渉を始めておるところでございますが、先般世銀からも調査員が参りまして、実際につきましても調査をいたしましたその結果によりまして、今後貸すか貸さぬか、貸すとしたらその条件はどうかというところが協議されるわけでございます。ただいまのところはわかっておりません。

○田中一君 そうすると、従来の、現

在借りたところの日本開発銀行または農地開発公団等の利率というものは、一方的に向うからこの期限で、利率はこうということをお願いしてきていて、あるいはこちらから、一つの意思表示をして、話し合つての結果の妥結点か。たとえば道路公団が今日話し合つて貸すか貸さぬかきめるといふけれども、何年まで借りようかと、こちらが、道路公団がするの、利率はこの程度にしてくれということをお願いしているのか、その点のこちらの意思、道路公団側の意思というのは、どういふことになっておるのですか。何年間幾らで貸してほしいという意思表示がなければならぬと思う、世銀の借り入れは全部一方的に向うがきめてよ、このか、その点、明らかにしていただきたい。

○政府委員(富樫凱一君) 道路の場合について申し上げますと、公団のこの借り入れにつきましては、希望条件がございまして、これをまだ提示はいたしておらず、ご提示をいただければ、具体的な条件は、公団の希望も述べまして、その条件等を協議することになるかと考えます。

○田中一君 従つて私が申し上げておるのは、ここでこの法律案の改正という点に對して、賛成せよというならば、審議をせよというならば、大体において、借りる金が一額はわかりました、四十六億ということ。何年間で何分ぐらいの利率を希望するといふこと、意思表示がなければならぬと思ひます。現在世銀から借りておるものは全部が一方的に期間も金利も向うのあてがひ扶持という前例なら前例だとおっしゃっていただきたいので

す。しかしながら、どの場合でも、少くとも借りる方の側にもむろん条件があるはずなんです、だからその場合の道路公団としては、こうだといふことのものがなければならぬと思ひます。それらの問題が、まだその段階じゃないというなら、日本道路公団の總裁でもお呼びになつて、ここにさつそくお呼び願つて、そして自分の方の意思はどうかということ、一つ答弁して、説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 先般調査団が参りましたときにも、いろいろ折衝があつたわけでもございまして、この利率等につきましては、向うも調査の關係が、現地について實際を技術的に調査をするといふことでありまして、この点は話にならなかつたわけでもございまして、ただ、公団が従来希望しておりましたところは、利率は安い方がいいし、期間は長い方がいいといふことだつたわけでもございまして、これらの条件のうちで、最も好条件のものを、道路公団としては希望したいといふことでございまして。

○田中一君 しかし何か、私は、ほかのものとして電力等は、これはまあ火力発電の借款と思ひますが、これはまあ直ちに経済効果が現れます。十五年の期間で借りたものなら十五年たつて経済効果というものが現われてくると思ひます。道路の場合には、少くとも現在の有料道路法の建前からいつても大体二十年と押えておるから、開闢道路のように財政投資をしながらなおかつ二十年と押えられておるのです。国民としては、金利の安長期借款ならそれだけ償却も延びま

すから、国民の負担するものも安く済むのだと思ひます。だから、そういうものの見通しが立たなければ、やはり公団としてのほんとうの職務を遂行するゆゑではないと思ひます。だから、道路公団が考へて希望する線といふものと、世界銀行の主張とがあるいは食い違つても一向差しつかえないと思ひます。こつちとしてはどういふような意思を表示するか。ただ、日本も世銀に加盟している国であります、おあてがひ扶持でもどうか貸して下さいでは済まないものと思ひます、こつちの意思といふものが表明されなくちゃならぬ、もううんじやないのですから。

○田中一君 われわれの考へておりますところの、直ちに経済効果の現われないう、ことにこれが名古屋―小牧間の高連道路に使うのだと思ひますが、その際に私どもも承しておきたいのです、これは当然だと思ひます。私は、國民としても大体日本道路公団の計画、それを、日本政府が、どういふ工合に道路公団は申し入れておられるかといふこと、これは、直接おれの方でいいます。これは、直接おれの方でい

ないといふことなら、委員長、直ちに道路公団に連絡をとつて一応……、今後もございまして、今後もございまして、もしこれでいいとなれば、まだまだ日本では道路整備、あるいは新道等を作る場合にも、とても今日の財政規模というか、あるいは政府の考へ方では、道路に對しては、財政投資が足りないと思ひます。従つてもしもよければ、私は野党の立場におりますが、幾ら借りてもいいと思ひますから、できるだけ大いに入れようじやないか、何も道路では向うに持つて行けませんから、

そういう気持でいるのですから、重要な國策の一つとして道路整備をやるといふ建前から、何かと詳細なこつちの意思、日本政府の意思、あるいは公団の意思といふものをこの委員会において國民の前にはつきりとしなければならぬと思ひます。そういう場合において単に四十六億の借款ができればいいといふのじやなくて、もっと希望するところは、あと百億でも二百億でも一千億でも借りてほしいと思ひます。そういう私は考へ方から要求しているわけですから、委員長、もし政府がここで説明できなければ道路公団をお呼びになつて説明を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま田中さんからお話しのこととは非常に合理的なことだと思ひます。先ほど道路局長から御説明を申し上げましたように、実はこの世銀借款につきましては、ほんのアウトラインについて話し合つていただけにすぎません。先般参りました向う側の責任者におかれましては、一応の現地の状況と、こつち側の意思を聞きたいといふことでありまして、具体的折衝にまだ入っておりません。向うの方といたしましては、道路に對しては日本の借款申込みに対する受け入れ方は今回初めてなので、事務的にも十分調査の上、十分に向うの受け入れ態勢を作つてから交渉に應じたい、その結果は、今の大体の経緯からいいますと、本年末ぐらいでなければ具体的な折衝にいく段階にいかないじやないかといふふうに向うの方では言つておられるのであります、そういう關係上、道路公団としま

しても、実は具体的な折衝のあれでは、大蔵省が窓口になるような關係もございまして、一応の試案はあるだらうと思ひますが、まだお示しするまでに固まつた案がないだらうと思つております。しかしこれは、折衝をする場合における現実の状況によつては、また向うの出力その他を見て、これは考へなければならぬと思ひます。それから、少くとも道路公団とすればどういふ条件が望ましいといふことは考へられるべきだと思ひますので、本日中にといふわけには、ちよつと道路公団としても準備があると思ひますから、今の条件等をどういふふうにか考へて、今、資料として提示し、またそれに基いて御質疑に答へるというふうにさしていただければ非常にけっこうだと思ひます。ではまあ、そういう工合にお願ひします。

○田中一君 ではまあ、そういう工合では續いて伺ひたいのは、日本では初めて道路に對する融資を願うといふことになつておられますが、世界各國では世銀から道路に對する融資という事は、どこにどこにないでございまして、それは、どこにどこにないでございまして、それを御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路につきましては、外資、世銀から借りた例を、二、三例ございまして、それらに對する条件等につきましては、いすれ資料をもつて御報告いたしたいと思ひます。

○田中一君 ここで建設大臣に申し上げますが、これらの質問は、当然衆参両院の委員会でもつて持たなければ

ばならない質問なんです。そしてなぜ政府は、これは常識上の問題なんです、が、そういう資料の調製をして事前に配付をしないかという事は、はなはだ遺憾でございます。今日までまだ今国会たたくさんの法案はきておりませんけれども、どの法案を見ましてもだれもが聞きたい点、それらの資料が調製できないのが多いのであります。これは、大臣から十分に事務当局に向つて万遺漏のないような手を考えるように……。ことに私は、あまり大臣に質問したくないのです。お互いに、大臣がすらすらとできる答弁ならば質問したいけれども、つかかる答弁はなかなか聞かぬものなものですから……。これはもう事務当局の責任でございます。あなた、口でもつてうまいこと答弁すればいいと思ひにならなれども、数字の問題ですから、そうはなくて、数字の問題ですから、そういう点は督促して、審議を早くお進めになりたいたらば、どうか十分にその点の手はずを遺漏のないようにしていただきたいと思う。

○国務大臣(根本龍太郎君) 承知いたしました。

○田中一君 これらの世銀からの借り入れというものは、現在開発銀行と農地開発公団との二つに現在なつておる通りに伺つておりますが、利子に対する所得税の免除というところが、同じく今まで御説明を開きましたところの機関には適用しているものだと思います。その点間違ひございませんか。

○政府委員(富樫凱一君) これら借款を受けておりますもの全部につきまして、利子についての所得税は免除されております。

○田中一君 そうしますと、また貸された各営利企業会社の所得税の免除の措置はどうなつてゐるか、同じような形で所得税を取られておるのか……。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほど申し上げました点に間違ひがございまして訂正させていただきます。が、所得税の免除されておりますのは政府機関のものについてでございます。愛知用水公団等がはまるわけでございませう。

○田中一君 そうすると、八幡製鉄、日本鋼管等はそうされておらないというところに了解してよろしいのですか。

○政府委員(富樫凱一君) さようでございませう。

○田中一君 今、資料を三つほどお願い申しました。従つて、それがきてからもう一度この問題について私は質疑をいたします。そこで今の契約書は、どうか日本文のものをお出し願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 承知いたしました。

○委員長(竹下登次君) 他に質疑の方は御発言を願ひます。もしなければ、日本道路公団法の一部を改正する法律案についての質疑を一応これで留保いたします。

○委員長(竹下登次君) 次に、道路法の一部を改正する法律案について御質疑を願ひます。

○田中一君 政府の考え方、今度の法律改正をする重要な点についての政府の考え方、これが、とりあえず千五百キロ程度、主として東京―大阪その他重要な、主要なる道路について整備、維持、管理をやらうという考えで

おりますが、大体はほんとうの考え方はどの点まで延ばすつもりでおるのですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先般の当委員会においてもこの点について、基本的な考え方を申し述べたつもりでございますが、一級国道につきましても、将来においては全面的に政府が維持、補修、管理に当たりたい、こういうふうな考えでおるのでございます。が、理由につきましても、申すまでもなく、道路を全面的に整備していく場合、ややもすれば従来、道路輸送が非常に長距離輸送になつておるにもかかわりませず、各府県別に知事に委任しておりまする関係上、県境方面において非常に差が出てくるということ、それから国費を相当授けまして思ひ切つた改築、改善をやりまして、この維持、補修が完備されておられませんという、どうも責任の所在が明確にならない。特別会計を設けてやつておる状況からいいたしましても、これはやはり一級国道だけは全面的に将来においてはやつていきたいのであります。が、しかし、事業量の関係、それから現在までの経緯からいいたしまして、今全面的にこれをやるといふことは非常に困難な事情がありますので、漸次これを扱上げていきたい、こういうふうな考えを持っておる次第でございます。

○田中一君 私ども社会党としては、一級国道を全面的にやるといふ考え方よりも、主要な幹線道路は全部国が維持管理をすべきであるという建前をとつております。従つて、今の建設大臣の御答弁に対しては共鳴を感じるものではございますが、ただ、一級国道

であるから全面的にやりたいという考え方に対しては、多少疑問を持つております。

たとえば、先般も竹下委員長、あるいは総務委員等と一緒に關門隧道の完成に参りまして、その後、一級国道の視察をやつて参りました。そういたしますと、下関を起点とする小郡まで、いわゆる、山口県の県庁所在地の山口市を通する道も、これまた、小郡―山口間は一応整備されておりますけれども、まことに下関―小郡間というものは、一級国道でありながら、トラック一つ通らないような狭隘な、原始そのままの、しいて申しますならば維新前そのまゝの姿の道路が、そのまま放置されていたという現状。そうして、これは一級国道としての用務を果しておるか、果しておらない。が、しかし、これにかかわるべき並行線、海岸線というものが完全に整備されて、この方を全部の交通機関が利用しているという現状から見ても、ただ一級国道なるがゆえにこれを国がするといふことになくして、これはむしろ道路審議会の答申によつて変更されることもございまいしょうが、一級国道がそのように自滅の状態にあつて、そうして、別の並行線としての幹線道路がある場合には、名分にとらわれず、直ちに重要な路線の方に国道を切りかえるべきであるといふ点を強調したいんです。今、下関―小郡間の現在の一級国道は、経済的に、そう大きな効果はないというように私は見て参つた。海岸線の方は重さが違ひます。工場地帯がたくさんございまして、これを全部縦貫して通つておる道路であります。だから、そうい

う意味においても、一級国道、二級国道、あるいは一級国道に準ずる並行線というものは、今日の産業規模、あるいは交通の実態から見て、変更すべきものはほとんど転換さすとか、二級国道を一級国道にするとか、それから府県道を一級国道にするとかいふような措置をとらないと、国民は間違ひことになるんです。ただ地図を見て、地図の面だけであつて、これが幹線道路であるといつて引いてみると、大きな間違ひを犯す。ことに、そのように熱意が今までないんです。そういうところ、私はまた、大体過去八年間において、相当の幹線道路を歩いておりますけれども、先般視察に参りまして、全く驚き入つたんです。もう御維新そのまゝの道路、やつとトラック一台が通れるか通れないかといふものもあるわけなんです。何ら整備をしておらぬ、そのまゝの姿なんです。こういう点については、このように国が直轄して維持管理をやらうという方針になりますと、一級国道じゃなく――一級国道なら一級国道にいたしましてもかまいませんが、指定がえをするというふうな考え方はないかどうか、という点を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 田中さん御指摘の通り、私も実はあの道路を見て参りました。全国にわたつて見まして、地図上では一級国道としてつらつた通じておるはずのものが、所々でもほとんど用をなさない、むしろ県道の方が非常にりつぱだといふところが随所にあるようであります。そういう観点からいたしまして、将来においては実態に即しまして、二級国道から一級国道

に編成がえすべき必要のあるものも出てくると思います。これは今後十分にそういう点を考慮して、実態に即した編成がえも漸次行なわなければならないと思いますが、この道路法で管理の責任の所在を明らかにしたのは、あまりこまかく規定すると、かえってわかりにくくなりますので、原則として一級国道は国でやるという方針を今後立てたい、その裏には、今、田中さんが御指摘になったように、一級国道として今あるものでも、路線を変えた方がいいという場合もこれはあり得ると思います。今ここで責任ある、どの路線というわけにいきまされけれども、たとえば北陸、東北方面におきましても、山の中をずうと道路が通ってあって、これにどんどん金を入れますと、統計をとると大へんなことになる。それよりも海岸線を、今一級国道でないものでも、むしろこちらの方をする方が一級国道より効果があるんじゃないかと思われ線があるようでございます。こういう問題は、いざれ十分に地方の状況を調べて、また相当これは地元の調整が必要であるのでございまして、御承知のように、一級国道を他の方に持っていくという事は、かなりこれはデリケートな政治問題にもからんで参りますので、そういう方面を十分考慮の上、御趣旨に沿うように措置いたしたいと考えておる次第でございます。

○田中一君 次に伺いたいのは、今度の改正措置によって来たところの地方負担の面であります。三十三年度は特例を開いて、従来までの三分の二、三分の一という負担額を四分の三、四分の一と、地方負担を軽減するような措置をとっております。しかし、これはこの法律によりまして、とにかく三十三年度だと、こう言っております。この特例は、われわれは次に審議いたしますところの道路整備五カ年計画というものの対して非常な関心と意義を感じておるものでございするけれども、三十四年度以降の四カ年はどういう措置をとるつもりか、その点を一つ、これは財政当局から、聞くべきでありましようけれども、建設大臣として、なぜ三十三年度だけの特例にしたか、という財政当局との交渉並びに大臣の決意等を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように、昭和二十九年に当りまして、当時地方財政が非常に窮乏しておる、しかも一方においては公共事業をどんどんやらなければならぬという観点からいたしまして、ただいま御指摘のような臨時措置法を作られました。この期間が昭和三十三年までになっておるわけでございまして、ところで、この道路整備五カ年計画をわれわれが立案しては、また特別会計を設けるに当りまして、これは地方財政の窮乏という問題とも関連はいたしますが、事業を円滑に、かつ急速に実施するためには、地方負担分をできるだけ軽減する、という方向にいくべきだということ、この点は大体自治庁とわれわれの方では、意見は大体歩調を合せて参つたんです。ところが田中さんから御承知のように、本年度予算編成に当りまして、第一次内示案を大蔵省が示したときには、特例法が三十三年まであるにもかかわらず三十三年から特例法を廃止するという事で、これは道路のみならず、農業関係、運輸関係、全面的に廃止の予算を立ててきたんです。そこで、これはまことにおかしい現状だ、もとより大蔵省の見るところによると、昭和三十三年度としては相当に地方財政がよくなつておる。交付税の税率を上げるとか何とか言っておりますけれども、少くとも時限立法、しかも非常に長期なあれでなく、わずかな年間の見通しのもとに立てた時限立法を繰り上げて廃止するという事は、しかも関係関係に連絡なく、これが政府原案と出したのはなほ遺憾で、処置いたしかねるということ、これはつぶしたわけでありまして、それに関連して、われわれの方では、同時にこの負担を道路整備五カ年計画に当ても継続してやるべきだということ、これは非常に議論が沸騰いたしました。どうしてその結論を得るに至りませんでした。そこで自治庁とわれわれの方は、この負担率、補助率、これも現在の時限立法の趣旨によってやるべきだという主張を譲っておらないわけでありまして、その結果、現在にかく三十三年までこの法律がある以上、これでいく。で、あとの負担なり補助率の問題については、あらためてこれは道路のみならず、全般の公共事業費に対する問題として、今後各省協議の上決定する、こういうふうな政治的妥結を見たのであります。そういふ関係上、これは御指摘のように、ちよつと法律の体制としてはあんまり好ましくない形ではございせんが、三十三年だけは現行の通り、あとは他の法律による、と、こういうふうになつたのが今日までの経緯の実際の姿でございます。

○田中一君 ちよつとお言葉の中で、ならず、農業関係、運輸関係、全面的に廃止の予算を立ててきたんです。そこで、これはまことにおかしい現状だ、もとより大蔵省の見るところによると、昭和三十三年度としては相当に地方財政がよくなつておる。交付税の税率を上げるとか何とか言っておりますけれども、少くとも時限立法、しかも非常に長期なあれでなく、わずかな年間の見通しのもとに立てた時限立法を繰り上げて廃止するという事は、しかも関係関係に連絡なく、これが政府原案と出したのはなほ遺憾で、処置いたしかねるということ、これはつぶしたわけでありまして、それに関連して、われわれの方では、同時にこの負担を道路整備五カ年計画に当ても継続してやるべきだということ、これは非常に議論が沸騰いたしました。どうしてその結論を得るに至りませんでした。そこで自治庁とわれわれの方は、この負担率、補助率、これも現在の時限立法の趣旨によってやるべきだという主張を譲っておらないわけでありまして、その結果、現在にかく三十三年までこの法律がある以上、これでいく。で、あとの負担なり補助率の問題については、あらためてこれは道路のみならず、全般の公共事業費に対する問題として、今後各省協議の上決定する、こういうふうな政治的妥結を見たのであります。そういふ関係上、これは御指摘のように、ちよつと法律の体制としてはあんまり好ましくない形ではございせんが、三十三年だけは現行の通り、あとは他の法律による、と、こういうふうになつたのが今日までの経緯の実際の姿でございます。

が、三十三年度は現行でなくて特例の通りということですね。
○国務大臣(根本龍太郎君) そうです。
○田中一君 現行の通りと発言したけれども、特例の通りとなるのですか。
○国務大臣(根本龍太郎君) そうです。
○田中一君 三十四年度から別途考えるといふことになる……。
○国務大臣(根本龍太郎君) そうです。
○田中一君 ちよつと訂正しないと困りますよ。私があなたの発言を訂正しちゃ工合が悪いから。あなた、現行の通りと言いましたよ、三十三年度は。○国務大臣(根本龍太郎君) 私の言葉が足らなかつた……。
○田中一君 言葉じゃない、間違つていたのです。
○国務大臣(根本龍太郎君) いや、いや、私の申し上げておるのは、時限立法が現行の法律でございまして、その意味で申したのであります。田中さんの言われておるのは、時限立法にあらず本法における現行と御解釈になれば私が間違つておることになりますけれども、私の申し上げたのは、臨時特例法の現行通りと、こういう意味でございまして、間違いないように御訂正願います。

○田中一君 ちよつとお言葉の中で、ならず、農業関係、運輸関係、全面的に廃止の予算を立ててきたんです。そこで、これはまことにおかしい現状だ、もとより大蔵省の見るところによると、昭和三十三年度としては相当に地方財政がよくなつておる。交付税の税率を上げるとか何とか言っておりますけれども、少くとも時限立法、しかも非常に長期なあれでなく、わずかな年間の見通しのもとに立てた時限立法を繰り上げて廃止するという事は、しかも関係関係に連絡なく、これが政府原案と出したのはなほ遺憾で、処置いたしかねるということ、これはつぶしたわけでありまして、それに関連して、われわれの方では、同時にこの負担を道路整備五カ年計画に当ても継続してやるべきだということ、これは非常に議論が沸騰いたしました。どうしてその結論を得るに至りませんでした。そこで自治庁とわれわれの方は、この負担率、補助率、これも現在の時限立法の趣旨によってやるべきだという主張を譲っておらないわけでありまして、その結果、現在にかく三十三年までこの法律がある以上、これでいく。で、あとの負担なり補助率の問題については、あらためてこれは道路のみならず、全般の公共事業費に対する問題として、今後各省協議の上決定する、こういうふうな政治的妥結を見たのであります。そういふ関係上、これは御指摘のように、ちよつと法律の体制としてはあんまり好ましくない形ではございせんが、三十三年だけは現行の通り、あとは他の法律による、と、こういうふうになつたのが今日までの経緯の実際の姿でございます。

なたの信念はどういう考え方を持っておりますか。
○国務大臣(根本龍太郎君) この問題は、御承知のように、特例法が地方財政の実情に関連してできた問題でございまして、従いまして、これは自治庁の地方財政の見方が、果して負担し得るかどうかということに一番大きなウェイトがかかつて参るのであります。われわれは、地方自治体が、これによって事業が円満にいけなないということを見て、そのまゝおるわけには参りません。われわれの方としては、問題、事業がやりつぱに地方において責任を持ってやり得るということが一番の目安でございまして、その点が今のところ、われわれが本年の判断におきましては、やはり現行の時限立法の現行の方が地方としてはやりやすいのではないかと、こういう意味でございまして、今後地方財政の見通しが相当有利になりまして、いわゆる時限立法を廃して本法にかえつてもやり得るということになりますればこれは、それにも理由のあることであるならばやむを得ないと思ひますけれども、まだその点の判断がはつきり、私が現在地方財政の実態についてまだきわめておりませんので、明言いたしかねる次第でございまして。

○田中一君 では、建設大臣の意思としては、三十四年度からはこの特例、補助金四分の三、地方負担四分の一というものが、これより下回らないという考え方で現在おられますか。それとも今後の政治的な折衝によつて、あるいは現行通り三分の一だったかな、なるような公算が強いのか、です。あ

○委員(長(竹下登次君) 法律の説明ですか……。

○田中一君 この地方負担の問題については、自治庁のだれか呼んでいただかぬと、今の見通しの問題がはつきりしませんから、自治庁の人を呼んでいただきたいと思うのですが、お願いします。

連記をとめて。

〔連記中止〕

○委員長(竹下豐次君) 連記つけて。

○田中一君 次は、維持、修繕その他管理の費用の負担は従来三分の一であつたのが今度二分の一、双方五分々々負担をすることになっておりますが、これは恒久的なものでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは、

これだけは一応確保したつもりでございます。これはやはり臨時特例法の線をとって大蔵省はだいたい抵抗しましたけれども、しかし維持管理については従来一つの例が……修繕についてはやはりこの際一歩でも前進しておきたいというので、これをきめたのであります。それから、これはこの法律が施行される限り、改正されなければこのままでいくと、かように考えております。

○田中一君 そこまで建設大臣が努力したならば、当参議院の委員会におきまして、与党諸君と話し合ひの上で前段の負担の問題を恒久的なものに修正をすることは、おそらく自治庁当局も、建設大臣としても希望するところであらうと思つております。三十三年度の特例ではなくして、五カ年間全部この負担率でいくんだというような修正を国会でした場合には、まことに力足りなかつた根本建設大臣の主張を補うことになるのではないかと思ふのです。そういう点についての見解はどうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。この問題は、先ほど今日までの経緯を申し上げたことによつて御判断いただければけっこうでございます。政府がこの原案を作るに当りましては、先ほど申し上げましたよう

に、地方負担の状況その他を十分考慮の上あらためて法律で定めるといふことになっておりますので、私はやはり内閣の方針に従ひまして原案のまゝにこれが御承認になることを望むのでございます。その負担の問題をどうするかは、将来皆さんの御協力によつて善処したいと考えておる次第でございます。

○田中一君 この際、これに関連してちよつと伺つておきたいのですが、特別会計に道路整備特別措置法がもたらす編入する金のうちですね。何といひますか、特別会計に積み上げる資金のうち、金利は、地方負担分の起債分だけの金利がくるのか、あるいは工事費全部の金利が加算されて地方負担になるのか、その点ちよつと私不明確なものですから、これは道路局長でいいですか、伺いたいと思ふのです。

○政府委員(富樫凱一君) 三十三年度におきましては、直轄工事の地方負担にかかわる分だけを借り入れするわけでありまして、その借り入れにかかわる利子が地方の負担になるわけでございます。

○田中一君 くだいようですが、もう一べん伺ひますが、そういったしますと、地方負担の分だけの金利を地方は負担するということであつて、全額じゃないわけですね。

○政府委員(富樫凱一君) そうです。

○田中一君 では、どうして岡が直轄して維持管理をしなければならぬかということ。第一点としては、建設大臣から県境の整備がバランスがとれてないという点も指摘されましたけれども、地方公共団体の道路整備に対する熱情と申しますか、もう一つは、ひい

ては政府の指導というものがかかつて遠因があるのじゃないかとも考えられます。従つて一つの例を申し上げます。四国なら四国という四つの県の県境、それがうして国がどういう指導をして今までの一級国道に対する維持管理をさしておつたかという点、それから過去四年を経ておりますところの五カ年計画、第一期の五カ年計画ですね。ちよつと四年を経ております。この四年間その地元の四つの県は、国に対して一級国道の整備に対する熱意をどのように働かしておつたかという点について詳細に報告願ひたいと思ふのです。言ひ回しの悪いことを言つておきますけれども、こういう意味です。第一次の五カ年計画の四カ年を経ました今日まで、三十二年で四カ年を経たわけですが、その間、ことに四国といつて指摘したのは、たとへば愛媛県の川之江市から高松に來る国道を見まして、愛媛県側は非常に道路が悪い。もつともここには地盤沈下等海岸線のいろいろな悪条件があつたかもしれせんけれども、香川県に入りますると道が非常によくなつてくる。むろん改修も、十分整備してある。こういうことは、単に都道府県知事の意思ばかりではななくて、それらを指導するところの政府の責任も大きいのではないかと。で、果がその意思をもって道路整備の要求を出さなければ国は黙つておるのだ、いわゆる県の熱意でもつて施行されるのだ、県の要請によつて補助金のつけ方もするのだというのが今までの通例じゃないかと思ふのです。四国の四県の県境の道路を道路局長よく頭に浮かべながら、その県の当局が過去四カ年間にいかにどういふような要請をして

おつたか。ただ、県の要請だけでもつて予算をつけるものにつける、つけないものはつけられないという形ではたの、あるいは政府の指導というものはどの辺まで行っているのかというところを率直に御報告願ひたいと思ふ。こういうことを伺ひたいのは、今日あらためて国が一級国道並びに主要な道路を維持管理するといふことは、県境の両方の比較から見ても非常に重要な要素を占めていないかと思ふのです。政府の指導の責任が大きに重要な要素を占めていないかと思ふのです。そういう点から見て、今日までの一級国道維持管理の、あるいは改修等の予算の配分というものは、どういふところから過去四カ年間で来たかという事例を、四つの県について詳細御説明を願ひたい、こういうわけですね。

○政府委員(富樫凱一君) 昭和二十九年から出発いたしました前の五カ年計画は、仰せのように三十二年で四年たつていけるわけでございます。この中の一級国道につきましては、計画的に全国的に進めておつたわけでございまして、この五カ年計画におきましては、国がやります分は改築、舗装、修繕であつたわけでございます。この全一級国道につきましまして、一級国道の状態を把握いたしまして、それによつて計画を立て、その計画によつて実施してきたわけでございますが、ただ県々でいろいろ進みますのは、二十九年の出発点においてすでに差があつたわけでございます。それでは全体的に見て、最も悪いところからやるといふことになるわけでございますが、これは最も交通の状態を考へて臨路になつているところを先にすること

は当然であります。そのほかに県の財政のこととも考へなければならぬわけでありまして。初めのスタートラインの違つていふものをいろいろ調整して参りますので、まだ、四年たちましたけれども、県によつては差異があるわけでございますが、今度の五カ年計画におきましては維持のあれも含めております。そういう関係で管理の内容が国の行います分につきましましてふえてきたわけでございますので、こういう管理につきましまして、もつと徹底したやり方がとり得ると考へていけるわけでございます。で、その県に予算を配分いたします場合には、これは一つには交通状況に応じて道路がどのように整備されているかということが一番先にくるわけでございます。で、改良舗装を要する延長がどのくらいあるかといふことから大体の考へをきまして、それについて県の意見も聞くわけでありまして、県の方の負担も併うわけでございます。一方的に国だけできめられない点もあるわけでございますが、こ

ういふものはできるだけ交通の状況に應じた全国的にわたる改良計画を立てたいと考へていけるわけでありまして。仰せのように、四国におきましても香川県は進んでおられます。また徳島、高知といきますと、大体愛媛程度というふうなことでございまして、香川県は進んでいけるわけでございますが、これはスタートラインのときから香川県は相当道路に金を入れておまして進んでおつたといふことが大きな違いではなからうかと考へます。

○田中一君 それでは小林君に伺ひますが、今度の道路法の一部改正でもつ

て、維持、管理については地方負担が變つて参ります。三十三年度は特例として四分の一、四分の三という比率になつたわけですが、三十三年度の特例ということだけではわれわれ納得できないのです。少くとも五カ年計画なんです。五カ年間はそれでやるといふことにならなければ筋が通らなわけです。ところが建設大臣からは、過去の五カ年計画の五年目が三十三年に載っているものだから、現行法でそのままやるといふことになつたのであつて、自分の希望としては、そうではなくて、今度の特例をそのまま延ばしたいという氣持を持つてゐるけれども、財政当局からのいろいろな政治的折衝においてこれを突いたのだ、自治庁としては建設省と同じ意見であるというように伺つたのです。これで間違ひなかつたですね、そういうような御見解でした。

○國務大臣(根本龍太郎君) 大体そういうことです。

○田中一君 それでわれわれといたしましては、過去の五カ年計画の五年目が、第二次五カ年計画の一年目というやうな計画の変更もございしますが、財源等もこうして確保され、そうして一級国道並びに主要幹線道路については、国が直轄でやろうというところまで発展したのでありますから、一面、地方に対する負担を軽減しなければ、知事会等がずいぶん反對しておるこの問題が解決されないから、こういう三十三年度だけの特例を作つたのではなかつたかと私に考へておるのです。自治庁としては、もしも地方財政が相当好転した場合に、特例じゃない現行の負担率でやられた方がよいというお考え

なのか、あるいは道路整備の第二次五カ年計画というものを完遂し、またその意欲を持たせるには、この特例を明年から延長してやつた方がよいという考へを持つてゐるか、その点が一つ。もう一つは、今後この第二次五カ年計画を遂行するに當つて、道路の面から見る道路整備の重要性と、地方財政全般の回復の仕方というか、好転と申しますか、伸びの問題はどういうやうな判断をしておられるか、これが第二点。第三点としては、どう変化があるやうとも、われわれがこの参議院におきまして、まだ今日は予備審査の段階でありますけれども、特例をそのまゝこれからの五カ年計画全部に押し込んでいく、というやうな修正をした場合には、好ましく思ふか、希望する氣持でおるかどうかですね。これはもう財政当局からの反對があるやうとも、今まであなたの方算折衝で相当努力なすつたと思ひますから、その意を体して當委員会がやつた場合には好ましいと思ふかどうか、小林君一つ答弁して下さい。

○政府委員(小林興三君) 政府委員ですから答弁しにくいこともありますが、自治庁の立場からの氣持をお尋ねでございますから、自治庁としてこれについてどういう考へを持つておるか、ということだけを率直に申し上げたいと思ひます。

私たちの氣持から申しますと、やはりこの新しい道路整備緊急措置法というものは、第二次道路整備の五カ年計画を、道路の緊急性にかんがみ御制定なさるのだから、これに必要な計画を作るとともに、必要な財源を確保するということが根本で、その財源とい

う場合には、国の財源もあれば地方の財源もある。どうせ国のお立てになる計画でございしますが、地方の負担分は当然にありまして、それからまあ国の計画に直接には現われぬかもしれぬけれども、その裏になる地方の単独事業の計画も当然に随伴するものであります。これは国地方を通じて総合的な財源を整備しなかつたら、なかなかこの五カ年計画というものは計画通り実現できないのじゃないか、ということがわれわれの基本的な考へでございます。

でございますから、五カ年計画というからは、中央地方あわせて考へなかつたならば、計画そのものが立ちにくいのじゃないか、という氣さへわれわれとしては率直に申しましておるのでございします。それで、地方財政が最近相当よくなつたともいわれておりますが、これもある程度事実だと思ひます。しかし問題は要するに、地方のよくなつたという財政に見合つてこのやうな公共事業をやつていくのだ、地方財政に合せて仕事をやつていくのだというのなら、これは地方の財政状況のいかんによつて、仕事の伸び縮みがあるわけでございますから、補助率をどうこうする、こういうことは大した問題でないかもしれせん。しかしそうでなしに、一つの計画でほんとうに緊急に、地方の立場のいかんにかかわらず、早く幹線道路を整備しよう、こういうことになれば、地方の個々の事情を一つ顧みておるわけにいかぬ。顧みておればやうまいかぬ。こういう場合にはやっぱり特殊な態勢を考へなければならぬのじゃないか。特にこれからの公共事業の伸びを考へますと、一般の公共事業は、ことしの予算をこ

らん願ひましても、大して伸びておりません。道路費は圧倒的にこれは伸びております。ことしの伸びぐらひじゃ五カ年計画はできぬのでありまして、明年以降はもっと飛躍的な伸びをせざるを得ない。こういう形になります。この道路の地方財源というものは、ほんとうに真剣に考へなければ、私は、ほんとうの将来にわたる有効な五カ年計画というものは、樹立もできない、遠慮もできないのじゃないか、というふうな氣持を、きつめて率直に申しますとわれわれは抱いておるのでございします。そこでこの法案立案の過程におきまして、そういう意味でやっぱりはつきりしなければいかぬのじゃないか、という主張を預ねて参つたのであります。いろいろ話がつかなかつたものだからこういう形で提案になつた次第でございします。先ほど申しました通り、基本的にはそういう考へ方、それで、一般財政が伸びていくということは、やはり、従来のようなひどい状態から地方財政が脱してきて明るくなつてきたということは、私はこれは事実だと思ひます。しかし来

ては経済全般の伸びの問題でございします。おとしから去年にかけ、去年からことしにかけたやうな形で果して伸びるか伸びぬか、ということも私たちは率直に申しまして疑念を抱いております。そういう意味でございまして、多少かりに伸びたにいたし急務という性格から考へて、それからその事業の伸びから考へて、私はついはいけぬのじゃないかという感じを持つておるのであります。現に建設省

の方で予定しておられますこの計画は、七千百億でございまして、正確な内訳はまだわかつておりませんが、その計画に基きまして、ことしの補助率でいく場合と、それからもうでない今の道路法の補助率でいく場合と比較したしてみますと、地方の負担分は五百億は優に達します。そのほかに交付公債の負担分を考へれば六百億くらい變つてくるはずで、交付公債の負担は事業年度に直ちに払うわけでありせんから、多少後年度にずれて参りますが、これもまあ過去の道路の交付公債は償還期に入つておるわけでございますから、そうずれる、ずれると思ひます。かりにそれを無視しましても、五百億というものを四カ年間にかりに分けるというやうな百何十億の地方がそれだけ負担増になるわけでありまして、今の事業費の伸びに伴う負担以外に、補助率が変わるだけで百何十億の負担増になる。これはことしの公共事業全体の伸びに伴う地方の負担増から比較をしましても、これは非常な数字でございします。そういうことでございまして、非常にこちらとしては心配をいたしております。その問題はぜひ総合的に考へるを願わなくちやいかぬじゃないか、という感じを持つておるのでございします。いずれにしても、明年度のことは明年度法律で定めるといふことに政府として方針がきまつておりますから、われわれは法律制定の場合には、当然そういう前提で制定されなければ、とてもなかなか行けまいという考へ方で、自治庁としては臨む考へでおる次第でございします。

○田中一君 まあ本年度は、閣内にお

直に申しましてこの第一年度ですけれども、道路費はこの程度の伸びでございますから、自治庁としては地方の財政の状況を考えまして、これはこの程度なら十分に今年度は引き受けれると、こういうことでわれわれは了承いたしましたのでございます。ですから問題はことしの問題でなしに、ほんとうに今五カ年計画を考えておられるような形で、五カ年間にしなして遂げるためにはどうすべきかと、国の財源をどうし、地方の財源をどうする、その点を総合的にぜひ考えてもらわなければとてもだめであろうと、ことしは非常に地方財政がよくなったといつて——地方の負

担当の増はたしかもう七十億しかないわけですから、差し引きますと。それは先ほど申しました通り、負担率を下げるだけで百億円以上の金額に変わってくるというようなことになれば、ほかの事業だって当然ある程度延びますし、そういたしますと、私はなかなかその部面

から仕事の遂行が制約されるということになりはせぬか。そのところを非常にわれわれとしては心配いたしておりますのでございます。

○田中一 建設大臣その点はどうですか。今の道路局長の言つてるようにスタートから、道路計画、道路整備というものがおこなわれている県は、過去四カ年たつてもおくれを取り返せない

と、こういっておるのです。それならば舗装は別としても、まだ改良、改築ができない所がたくさんある。先ほどの下関、小郡間なんかも改築ができておりません。これは現行の負担率ではやはりそのおくれは取り返せないじゃないか。従ってその改築の補助率は現行法通りだということではなくして、もう

少し地方の負担を軽減するような措置をとったならば、おくれを取り返せる

のじゃないか。こういうことを今自治庁に質問したわけですが、建設大臣はどういう考えでこの法律を提案されたか。同時にまた財政当局とどういう話し合いをしておったか、全然しなかったのか。その点をお伺いしたいと思うのです。

○國務大臣 根本龍太郎君） 先日、御説明申し上げたと思いますが、特に一級国道の問題が、今当面の問題として提起されておると思いますが、これにつきましては、出発点の差がいろいろあるということもいわれておりますが、同時にやはり先ほど田中さん御指摘のように、その県における道路政策に重点を入れるかいなかという重

点の置き方によつても、必ずしも財政
 だけでなく、その力点の置き方によ
 つても違つてくると思うわけです。
 そういふ観点からして、新設、改築、
 それから重要路線についての維持補修
 も政府が直轄でやっていく。こういう

ことによつて、これは相当程度是正されると、かように考へておる次第でございます。ただし補助率がそれだけ多くなれば、地方財政が非常にそれだけ楽になりますから、スムーズにいくという点については同感でございます。

るが、従来は原則として、これが府県知事にまかしておつた、というところに非常なアンバランスができ、また推進がなかつたと思うのでありますが、今度は明確にこの法律の裏付けによつて措置することによつて、これは振興

できるのじゃないか、かように考えておられます。

○田中一君 改築の場合はどういうこ

とになるのですか。道路局長から一つ。

○政府委員(宮澤勘一君) 一級国道の改築の場合につきましては、国が四分の三、府県が四分の一でございます。

○田中一君 最後に伺いたいのは、むしろこれは当面考えておりますところの千五百キロというものが、第二次五カ年計画の計画の中に入っているものと

思います。そこでこの道路整備緊急措置法の審議のときに、五カ年計画の計画案というものを、案でもやむを得ませんから、案というものをお示し願いたいと思うのですが、その際には、今考えておられるところの千五百キロというものがどの地点であるか、ということを一つ明確にお示し願いたいと思うのです。

○政府委員(富樫凱一君) 昭和三十三年度におきましては、お話のように、直轄で維持修繕する区間を千五百キロにみております。五カ年計画につきましては、なお検討中でございますが、相当延長が延びることになろうと思ひ

ます。ただこの千五百キロがどの地点かというところでございますが、この次の委員会までにそれを提出できるかどうか、ただいま検討を進めておるところでございますので、抽象的な、あるいは補充的なことはお答えできると思

する国が責任をもって、あなた方今、心配するようなことは、知事会の方でも心配するようなことは絶対ないと思ふのだが、しかも従来の経過からみると、府県がその舗装なり改修をすれば万事終りというふうな傾向になると、この幹線道路はやはり永久に国の幹線道路として確保するということを、国自体がとったということは、非常に僕は進歩だと思ふのです。だから自治庁でも、知事会からいろいろのことを言っておる、知事会をもっと啓蒙してもらいたい。どうも自治庁の考え方は知事会のプレッシャーによってあつちに寄り、こつちに寄りするといふような傾向が僕は見えて仕方がない。少くともタイプアップしてこの幹線道路を一日も早く完成し、また維持管理も完備してもらいたいというふうなことを一つやってももらいたい、とこう思つておるのですが。

○政府委員(小林興三次君) これは知事会の考えと私はこの点については多少違つておるかもしれませんが、われわれ自身はこの案に、その形態は賛成も実はしたのであります。ただ申し上げます意味は、今の現状で直ちに、たとえば五カ年間で七カ年間で要するに舗装が完了するわけですが、そうでなしに、今日ただいま日本中の道路を国が直轄で維持管理できるか、そういうことになつてくると、やはりこれはむしろマイナスになるのじゃないか。そうしなければむしろ国の組織をダブつておかなければならぬ。そのために経費も要りますし、それからどうせ砂利道などが中心でございますから、そうなればそういう砂利道中心の管理形態を考えると、それはおかしいのじゃないか。それ

これは今とはちかく改良舗装に重点をおいて、一日も早く五カ年待つ必要がない、三カ年間でやつた方が私はむしろいいと思ひます。そういう意味で国の力というものは集中的に改良舗装をやる。そうして改良舗装ができた部分には、これはおそらく管理の形態が全く違ふと思ひます。そういう意味で管理の形態がとれるような所から国の管理とした方が適当じゃないかこれは自治庁の見解です。そういう考え方は知事会の見解に対しては私は変らず申すつもりでおります。

○岩沢忠義君 今、小林局長の話は、私も、最初建設省が一級国道も、日本の一級国道九千キロにわたつてこれを維持管理するといふような案を示されたときは、非常に反対したのです。今、あなたが言う通り、何も全然交通量の少い所、またはほとんど未改修のところを維持管理するといふことになれば、すべてのことがダブつてきてむちゃくちゃに費用を要する。それならばその費用をもつて必要なところの道路を改修なり舗装するといふことが最もいい。ところがだんだん建設省も反省したか、あるいはまたそのいろいろの問題をしばつて千五百キロの既改修で、しかも舗装してあり、あるいはまた今後舗装しなきゃならぬといふものに限定したのだから、だからそういう面から見ると、知事会が反対するといふ根拠は非常に僕は薄くなつたと思ふ。また将来この五カ年計画でなりあるいはこの七カ年で、日本の一級国道が完成した場合においても、やはりこの統一したすべての舗装なりあるいは管理といふことが最も必要になつてくると思ひますから、その点は十分お含

みの上で一つ知事さんの方にお話し願ひたいと思ひます。

○田中一君 この三十三年度の千五百キロの、これを国がこのような法律の改正によつて実施した場合、地方の財政はプラスかマイナスかという点はどうですか。

○政府委員(小林興三次君) これは今の維持管理は、従来は全部県の負担でございまして、それからみればともかくもキロは少いかもしらぬが、その部分について三分の一は少くとも国が一応負担をする。それだから三分の一だけ地方、得じゃないか、差し引き計算をすれば、そういう理屈は金の面だけならば成り立たぬわけじゃ私はないだらうと思ひます。われわれの議論しておるのは、そういう金の面のことでなく、これは建前の問題、国がやる以上は地方に責任をとらせる。その態勢をはつきりさすべきじゃないか。直轄であるといふのが地方の方に三分の二を負担せよといふようなことになれば、これはもう国の責任、地方の責任、負担区分などというものは全く乱れまして、これは筋違いになる。こういうのがわれわれの考えでござい

ます。

○岩沢忠義君 今の小林君の議論は、建前から、国が維持管理するから全額でやると、こういうことが望ましい、こつ言つてゐるのだけれども、僕の方ではやはり付近の受益者の負担といふことがあるのだから、その道路改修をする、その近所のものが、その県のものが相当の利益を受けるのだから、その利益に対するその報償として何がしかを負担しなきゃならぬ。こういう

ことだと私は思ふのだけれども。

○政府委員(小林興三次君) それはその通りでございまして。私はまるまる国が持つてという気持は一つもございませぬ。これは道路だつて川だつて地方が応分にもつてしるべき、そういう考えを持つております。

○委員(長竹下豊次君) ほかに道路法の一部を改正する法律案についての御質疑ございましては、一応この問題につきまして御質疑を保留いたします。

○委員(長竹下豊次君) 次に道路整備緊急措置法案につきまして、御質疑をお願いいたします。

○田中一君 五カ年計画の閣議決定はいつごろするつもりでおりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これはこの法律が成立してから後、関係各省と協議をしてやることになるわけでありまして、今のところはつきりとした見通しはございませぬ。閣議決定するまでは各省の意見調整の上、さらに道路審議会の議を経なきゃなりません。一番問題になりますのは、私は、今ここで御議論なさつておる負担率、補助率の問題が相当問題になるだらうと思ひます。必ずこれが一つの前提条件となつて論議がかわると思ひます。その点に時間がかかるのじゃないかといふことと、それから、具体的に路線決定の場合、これには単に自治庁、大蔵省、私の方のみならず経済企画庁、運輸省、農林省、それから、通産省が関係して参るわけですね。そういう観点からいたしまして、せつかく作る場合においては、やはり関係各省が全部共同の責任をもつてもらわなきゃ

なりませぬので、若干時間がかかりますので、今いつごろということをはつきり申し上げることはなほ困難でございまして。

○委員(長竹下豊次君) ちよつとお話ししたいんですが、小林財政局長まだおいで願つた方がいんでしょか。お帰りになつてよろしうござい

○田中一君 けつこうです。

○委員(長竹下豊次君) それでは質疑を続行して下さい。

○田中一君 そうしますと、まあむろん負担率の問題が相当重要だと思ふのです。従つて三十三年度やつてみなきゃわからぬなんてことはないでし

○国務大臣(根本龍太郎君) 今田中さんの御指摘になつたのは、例の負担率の問題と、これが三十三年度によつてみなきゃわからぬ、ということになりやしないかといふことですね。これは私はかなり可能性があるんじゃないかと思ひます。そういうふうな場合に、これは、五カ年整備計画を立てるときに事業量を、路線はきめてもあととは別の法律をもつて定めるということになつてくるといふことで、これは大蔵省と自治庁の間がなかなかまとまらな

て罪人なりとの断定を前提とする暴法であると思料せられ、また、本業における物件の取引は主として賢明なる供給者と英明なる需要者との仲介をするのが大宗をなしている実情にかんがみ、(一)宅地建物取引業法第十二条の二の保証金供託の項を削除すること、(二)同法第十一条の二の試験制度の項を削除すること、(三)現在の登録業者には無条件で既得権を保持させることの措置をすみやかに講ぜられたいとの請

印刷者 大藏省印刷局